

## 平成 28 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

平成 28 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 508,948 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		269,200
	1 負担金	269,200
2 国庫支出金		68,100
	1 国庫補助金	68,100
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		68,646
	1 一般会計繰入金	68,646
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		90,000
	1 市債	90,000
7 諸収入		13,000
	1 受託事業収入	13,000
歳入合計		508,948

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		395,407
	1 第一地区土地区画整理事業費	395,407
2 公債費		113,541
	1 公債費	113,541
歳 出 合 計		508,948

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 90,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。